

農薬を使用される方々へ



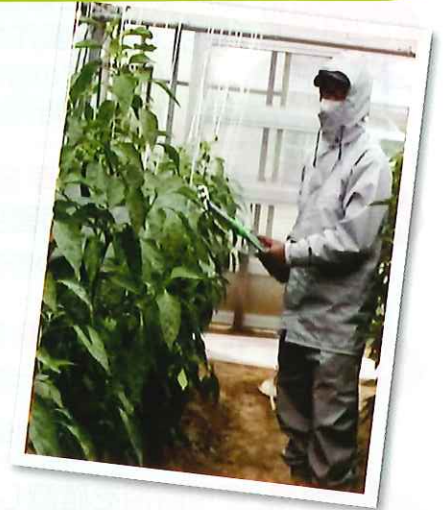
安全・安心な農産物を生産するために、

確かな**チェック**で農薬適正使用！

農薬の使用基準を裏のチェックシートで確認しましょう。

● 農薬残留基準値超過の3大原因

- ① 作物登録のない農薬の誤使用
- ② 使用時期、収穫前日数の間違い
- ③ 散布器具の洗浄不足



チェック



農薬残留基準を超過しないためにも
農薬ラベルをよく確認しましょう！

特に重要な点を、下の表示例と、裏のチェックシートにまとめてみました。
使用予定の農薬のラベルと見比べながら、チェックシートで確認してください。

チェック



農薬の購入時および使用前に、チェックシートで確認し、
安全・安心な農産物の生産を心掛けましょう。

▶ 農薬ラベルの表示例とチェックのポイント ◀

《農薬ラベルの表示例》

【適用と使用法】

| 作物名 | 適用害虫名 | 希釈倍数 又は使用量 | 10a 当たり 散布液量 | 使用時期 (収穫前) | 総使用回数 |
|-----|-------------------|-----------------|-----------------|---------------|-------|
| □□□ | アブラムシ類 ハスモンヨトウ | 1000倍 1500倍 | 200~300ℓ | 3日前まで | 2回以内 |
| △△△ | アザミウマ類 | 1000倍~ 2000倍 | — | 7日前まで | 5回以内 |

ポイント3

希釈倍数、
散布量など

まず、ここを確認！

農林水産省登録
第〇〇〇〇〇号

ポイント1

対象作物

ポイント2

適用病虫害、
雑草名

ポイント4

使用時期
(収穫前)

ポイント5

総使用回数



農薬の購入時及び使用前に 農薬ラベルで、**しっかり**確認しましょう。



| 確認事項 | チェック |
|---|------|
| ☆最初に、 農林水産省の登録番号 を確認しましょう。 ※ 農林水産省登録番号が記載されていますか？ (番号のない資材は、農薬として使用できません) | |
| ポイント1 適用農作物 を確認しましょう。 (使用できる農作物名が記載されています) ※ 使用予定の農作物は記載されていますか？ (複数の農作物に散布する際は、特に要注意です！) | |
| ポイント2 適用病害虫雑草名・使用目的 を確認しましょう。 (防除できる病害虫、雑草名が記載されています) ※ 使用予定の農作物で、対象とする病害虫、雑草名は記載されていますか？ | |
| ポイント3 希釈倍数・使用量 を確認しましょう。 ※1 希釈倍数は間違いありませんか？ ※2 農薬の使用量は適正ですか？ | |
| ポイント4 使用時期 を確認しましょう。 ※ 散布から収穫までの日数は足りていますか？ | |
| ポイント5 総使用回数 を確認しましょう。 (同一成分を含む農薬の、総使用回数が記載されています) ※1 以前、同じ成分を含む農薬を散布していませんか？ ※2 これまでに合計で何回散布しましたか？ | |
| ポイント6 農薬飛散(ドリフト) を確認しましょう。 ※1 (風が弱い時でも)風向きに気をつけてますか？ ※2 散布位置や方向に注意してますか？ ※3 適切なノズル(例:ドリフト低減ノズル)を用いて、適正な圧力で散布していますか？ ※4 適正な散布量で散布していますか？ | |
| ☆最後に、 散布器具等の洗浄 を確認しましたか？ ※1 タンク、ホース内は洗浄しましたか？ ※2 動力噴霧機内部(圧力タンク等)も洗浄しましたか？ | |



お問い合わせ先

総合農業試験場
 病害虫防除・肥料検査課
 (病害虫防除・肥料検査センター) TEL.0985-73-6670

中部農林振興局
 (中部農業改良普及センター) TEL.0985-30-6121

南那珂農林振興局
 (南那珂農業改良普及センター) TEL.0987-21-9550

北諸県農林振興局
 (北諸県農業改良普及センター) TEL.0986-38-1554

西諸県農林振興局
 (西諸県農業改良普及センター) TEL.0984-23-5105

児湯農林振興局
 (児湯農業改良普及センター) TEL.0983-43-2311

東臼杵農林振興局
 (東臼杵南部農業改良普及センター) TEL.0982-68-3100

東臼杵農林振興局
 (東臼杵北部農業改良普及センター) TEL.0982-32-3216

西臼杵支庁
 (西臼杵農業改良普及センター) TEL.0982-72-2158

農業経営支援課
 (普及企画担当) TEL.0985-26-0068